

保護者の皆様へ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒が登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。）。

これらの感染症（**裏面**参照）の可能性があつて欠席させる場合には、学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなった生徒を登校させる際には、以下の「学校感染症による出席停止届」を保護者の方が記入して担任へご提出ください。

***医療機関の受診がわかる書類(領収書のコピー、医療機関からの薬の説明書き等)と一緒に提出してください。**

学校感染症による出席停止届

東京都立 瑞穂農芸高等学校長 殿

_____年_____組 _____番 氏名_____

※定時制課程の生徒は、年、番、氏名のみ御記入ください。

下記の疾患について、_____月_____日に医師の診断を受けました。

このため、_____月_____日から_____月 _____日まで欠席させていましたが、登校させますので御連絡します。

診断名：_____

受診した医療機関名：_____

電話番号：_____

_____年_____月_____日

保護者名_____

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

(学校保健安全法施行規則第 18、19 条)

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎 ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウィルスであるものに限る。)、 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウィルス属MERSコロナウィルスであるものに限る。) 特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く。)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	コレラ細菌性、赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎、 その他の感染症(溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

＊ アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ)